

憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

第7回 憲法と人権の限界 (4)

7. 憲法の私人間効力

- ・ 憲法は、本来、国家権力と私人との関係を規制することによって国民の権利・自由を保護するための法規範であり、私人と私人との関係を規制する規範ではない。
- ・ しかしながら、今日、社会状況が変化し、従来のように人権保障の名宛人として国家のみを想定していたのでは不十分であり、私人相互の関係においても、憲法の人権規定を適用させるべきではないかということが議論されるに至った。
- ・ 憲法の人権規定を私人相互間に適用させる方法としては、(1) 私人相互間での適用が明文で規定されているものを除き適用させるべきでないという見解、(2) 全面的に直接適用させるべきだという見解、(3) 民法 90 条などの私法の一般条項を通じて、間接的に適用させるべきだという見解などが主張されている。しかし、(2) によれば、私人間の法律関係は私人間の自由な合意や契約で定めるという私的自治の原則を否定することになるので、判例は (3) の立場を採っている（三菱樹脂事件最高裁判決（最大判昭和 48 年 12 月 12 日民集 27 卷 11 号 1536 頁））。
- ・ 日産自動車事件最高裁判決（最判昭和 56 年 3 月 24 日民集 35 卷 2 号 300 頁）の判決文では「上告会社の就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法九〇条の規定により無効であると解するのが相当である（憲法一四条一項、民法一条ノ二^{※1} 参照）。」と判示されている。

※1 民法 1 条の 2 は、現在の民法 2 条に相当する。

- ・ 間接適用説では、私的な「人権」侵害が純然たる事実行為に基づく場合には、真正面から憲法問題として争うことはできない。アメリカの判例法理では、私人の行為が公的な機能をはたしている場合や、私人の行為に州の関与・授権・奨励がある場合などに、私人の行為が州の行為（state action）と同視されて憲法に拘束されると解されている。
- ・ 近時、国家が個人の基本権を他者による侵害から保護しなければならないという義務があることを前提に、立法による保護措置がない場合には、裁判所が国家機関として介入し、保護を与えなければならないという考え方が有力に主張されている。

【次回予告】次回は、憲法判例の読み方を実習する。ここでは、次の2つの判例を取り上げる。

- ・ マクリーン事件最高裁判決（最大判昭和53年10月4日民集32巻7号1223頁）
- ・ 三菱樹脂事件最高裁判決（最大判昭和48年12月12日民集27巻11号1536頁）

授業時間中は、民集（『最高裁判所民事判例集』）の版面に沿って解説を行うので、法学部図書館3階の東側の書架で民集の該当ページをコピーするか、または、学内のネットワーク環境から、大学の法学部図書館のウェブサイト（<https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/>）にアクセスし、「電子ジャーナル・データベース」のページからリンクされている、LEX/DBインターネットからダウンロードされたい。

Quiz

Q7 私人間における人権保障に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア。「憲法の人権規定は、私人間においても直接適用される」とする説のうち、私的自治の原則により、人権の効力は私人相互間の場合にはその本質的な核心が侵されない限度で相対化されることを認める見解は、こうした相対化を認める限度において、直接適用説といっても間接適用説に類似したものになる。
- イ。「憲法の人権規定は、公権力の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障する目的に出たもので、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない」とする説を前提にすると、私人間における権利・自由の対立については、その侵害の態様、程度が社会的に許容し得る一定の限界を超える場合に、私法規定の解釈を通じてその間の適切な調整を図ることができるとの見解は採り得ない。
- ウ。「私人間の関係においても、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるを得ない場合、憲法の人権規定は私人間に直接適用される」とする説について、判例は、こうした支配関係はその支配力の態様、程度、規模等において様々であり、どのような場合にこれを国又は公共団体の支配と同視すべきかの判定が困難であるとしている。